

確定申告の申告相談は、大津税務署で行います。

確定申告会場での相談を希望される方は、「国税庁LINE公式アカウント」からオンライン事前予約の手続をお願いします。

当日受付も行っておりますが、**当日の相談枠に限り**がありますので、ぜひ、オンライン事前予約をご利用ください。

【令和8年2月13日（金）以前に税務署での相談を希望される方へ】

令和7年分の所得税等の確定申告の相談及び申告書の受付は、令和8年2月16日（月）からです。

還付申告書は令和8年2月13日（金）以前でも提出できます。

令和6年分以前の申告等について、税務署での相談を希望される方は事前予約が必要です（**当日受付は行っていません。**）。

事前予約は、確定申告会場と同様、LINEによるオンライン事前予約をお願いします。

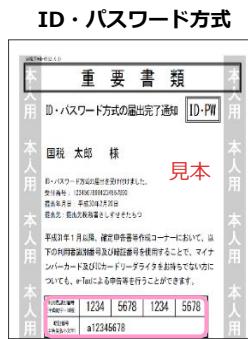
令和8年2月13日（金）相談分までは電話での事前予約も受け付けておりますが、電話でのお問合せが多くなっておりますので、ぜひ、オンライン事前予約をご利用ください。

### ■ 大津税務署の所在地・案内

- 確定申告会場の開設期間は、令和8年2月16日（月）から3月16日（月）です（土・日・祝日を除く）。
  - 確定申告会場の相談受付時間は、8時30分から16時です（相談開始は9時からです）。
- ※ 混雑状況により、早めに相談受付を終了する場合があります。
- ※ 申告書等の受付は、17時まで行っております。
- 土・日・祝日は開設しておりませんが、3月1日の日曜日に限り、確定申告の相談、申告書の受付を行います。
  - 税務署では原則ご自身のスマホで申告書を作成していただきます。

来場の際は、次の書類等を必ずご準備下さい。

- ① **スマホ**（マイナンバーカード読み取り対応のスマホ）
- ② **マイナンバーカード**
- ③ **2種類のパスワード**（マイナンバーカード取得時に設定）
  - ・ 利用者証明用電子証明書（**4桁**の数字）
  - ・ 署名用電子証明書（**6～16桁**の英数字）
- ④ 源泉徴収票、社会保険料控除や生命保険料控除などの申告書作成に必要な書類
- ⑤ **ID・パスワード**方式の届出をされたことがある方は以下の書類もしくは、利用者識別番号とパスワードがわかるもの



- なお、当期間中は駐車場が大変混雑し、入出庫に長時間お待ちいただくことがあります。来署される皆様には大変ご不便をお掛けしますが、公共交通機関をご利用いただきますようお願いします。  
(税務署の周辺道路は駐車禁止です)